令和8年度　県内事業者の皆様へのお知らせ　R8.4.1

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

（これから令和８年度業務改善助成金【厚生労働省】を申請される方向け）

業務改善助成金（厚生労働省）に県独自の上乗せ
機器導入等による生産性向上と賃金引上げを行う中小企業等を応援！

国の業務改善助成金に上乗せして、最大180万円の補助が受けられます！

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に対し奨励金を支給します。
また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

【対象者】次の中小企業等が奨励金の対象者となります。

国の「業務改善助成金」の交付額確定を受けた事業者

令和８年４月１日以降に国助成金の交付申請を行い、令和９年３月１５日までの間に交付額確定の通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者含む。）

【支給額】次に掲げる①＋②の金額を奨励金として支給します。
（①業務改善助成金上乗せ分についてはいずれか該当する枠を選択してください）

①－１　通常枠　業務改善助成金上乗せ分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、2/3を乗じた額と奨励金上限額（1,400,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

①－２　重点枠　業務改善助成金上乗せ分

令和８年４月１日以降に業務改善助成金（国）の申請を行い、**令和８年度の最低賃金の改定幅を超えて事業場内最低賃金**引き上げた場合の補助率及び補助上限を以下のとおり拡大して支給します。

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、9/10を乗じた額と奨励金上限額（1,800,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

【申請書等提出期限】

○業務改善奨励金申請書兼請求書 ： 令和９年３月１５日

【※1】奨励金申請書兼請求書には国助成金交付決定通知書、国助成金交付額確定通知書等の写しの添付がそれぞれ必要になります。受け取られた際は大切に保管してください。
【※2】奨励金申請書兼請求書を提出する際は、引上げ前後の賃金額が記載された箇所（事業実施結果報告の賃金状況が記載された箇所等）に「原本に相違ない旨」を記載し、日付、代表者名を記入してください。

【 問い合わせ先 】
大分県商工観光労働部雇用労働室
TEL 097-506-3354･3353
8:30～17:15（月～金まで、土日･祝日は除く）
（大分市大手町３丁目１番１号　県庁本館7階）

【 電子申請】

電子申請であれば申請書作成不要！
必要事項入力と書類添付のみで
申請できます！

電子申請はこちらから⇒

現在準備中です